

サーバーサービス規約

1 総則

1-1 利用規約

NPO任意団体・伊奈いきがいネットクラブ（以下「甲」といいます）は、甲が定めたこの「サーバーサービス規約」（以下「この規約」といいます）によってサーバーサービス利用契約を締結している当事者（以下「乙」といいます。）へ、サーバーサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

1-2 規約の変更

1-2-1

甲は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のサーバーサービス規約によります。

1-2-2

この規約を変更するときは、甲は乙に対し、変更する30日以上前に書面にてその内容を通知します。甲はこの内容を乙に通知することにより規約の改訂をすることができるものとし、乙はこれを承諾します。

1-3 用語の定義

この規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

① サーバーサービス

甲及び甲が指定した業者が管理するコンピュータ機器（以下「レンタルサーバー」といいます）内に、乙のデータ（以下「データ」といいます）の電氣的な保管空間を貸し出すとともに、甲がレンタルサーバーの設定及び接続環境を保守・管理し、サーバーの機能の利用権を乙に設定するサービス

② 基本サービス

レンタルサーバー上に乙が専有しうる電氣的なデータ保管空間を提供するとともに、甲の提供するサーバー機能の利用権を設定するサービス

③ オプションサービス

基本サービスにより乙に提供されるデータ保有空間に有償で価値を付加するサービス。

④ 利用契約

甲からサーバーサービスの提供を受けるための契約

⑤ 乙

甲とサーバーサービス利用契約を締結している当事者

⑥ 契約日

甲が乙からの利用申込書を受諾した日

⑦ サービス開始日

甲が乙と利用契約を締結後、甲がサーバー及びその他の環境を設定し、サービスの利用が可能になったと甲が判断し、定める日

1-4 本規約の範囲

甲の定めた方法により、甲が当該サービスに関する諸規定を別に定めたときは、その規定は乙に通知することにより、本規約の一部を構成するものとし乙はこれを承諾します。

2 サーバーサービスの種別とその内容

2-1

サーバーサービスは、基本サービスとオプションサービスの2種類のサービスの組み合わせ、もしくは基本サービスのみで提供されます（以下これらの各種別を「サービス種別」といいます）。甲は、オプションサービスのみ提供は行わないものとします。また、それぞれの種別ごとに個別の機能を提供するサービス（以下「サービス品目」といいます）を行うことができるものとします。

2-2基本サービス

基本サービスにおいて提供される機能、サービス品目については、契約時に通知いたします。

2-3オプションサービス

オプションサービスにおいて提供される機能、サービス品目については、契約時に通知いたします。

3 利用契約の範囲

3-1利用契約の単位

サーバーサービスの利用契約は、甲が定めた契約容量を単位として締結します。

3-2 乙による第三者に対するサービスの提供

乙がサーバーサービスを用いて、第三者に独自のサービスを行う場合は、乙は当該第三者に本規約を遵守させるものとします。

3-3 契約期間

それぞれのサービスの契約期間は1ヶ月とします。

3-4 契約の更新

甲は乙から契約事項の変更等の要請がない場合、本契約を自動更新するものとします。

3-5 権利譲渡の禁止

乙は、サーバーサービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡することはできない。

4 利用申込等

4-1 利用申込

利用申込書の提出にあたっては、甲が指定した第三者による取次を認めます。

4-2 利用契約の成立

甲は利用申込者が記名した利用申込書の繰出をもって申し込みを受け付け、必要な手続等を経た後、甲がこの申し込みを受諾したときに成立します。

4-3 利用契約の受付とサービスの開始

甲が利用契約を受諾した場合、利用者に対してサービス開始日・申し込み内容を明記したサービス開始の確認書及び必要な ID・パスワードを書面により通知します。利用者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、甲の定める方法により利用料金を支払うこととします。

4-4 利用契約の拒絶

4-4-1

甲は、事由のいかんにかかわらず、サーバーサービスの利用契約を受諾しない場合があります。

4-4-2

4-4 の規定により、甲がサーバーサービスの利用契約を拒絶する場合は、甲は、申込者に対し書面によりその旨を通知します。

5 契約事項の変更等

5-1 契約事項の変更等

乙は、サービス種別の変更等を請求することができます。

5-1-1

甲は、5-1-1. の請求があったときは、「4. 利用申込等」の規定に準じて取り扱います。

5-2 法人の地位の承継

5-2-1

乙が法人である場合、合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から 30 日以内にその旨を書面で甲に通知するものとします。

5-2-2

「4-4. 申込の拒絶」の規定は、前項の場合に準用します。

5-2-3

前 2 項の場合において、地位を承継した者が 2 法人以上あるときは、そのうちの 1 法人のみを甲に対する契約者と定め、あわせて書面によりその旨を甲に通知するものとします。これを変更したときも同様とします。

5-2-4

甲は、5-2-3. の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のう

ち 1 法人を代表者とみなします。

5-3 個人の地位の承継

5-3-1

乙である個人が死亡した場合には、当該個人に係わるサーバーサービスは終了します。但し、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに甲に申し出ることにより、相続人（相続人が複数あるときは、遺産分割協議により乙の地位を承継した者で 1 名に限る）は、引き続き当該契約によるサーバーサービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した乙の当該契約上の地位を継承するものとします。

5-3-2

「4-4. 申込の拒絶」の規定は、5-3. の場合に準用します。

5-4 乙の氏名等の変更

乙は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を甲に通知するものとします。尚、この変更の通知の遅延等により、乙が不利益を被った場合等いかなる場合においても、甲は何等の責任も負わないものとします。

6 提供の停止等

6-1 提供の停止

6-1-1

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、サーバーサービスの提供を停止することがあります。

- ① サーバーサービスの料金を支払期日を経過してもなお支払わないとき
- ② 申し込みに当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- ③ あらゆる紛争の当事者となったとき、又は当事者となる可能性があるとき
- ④ 前各号の掲げる事項のほか、この規約に違反する行為並びに甲の業務の遂行または、甲の責任に於いて管理する電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき
- ⑤ 「9. 情報の取り扱い」の規定に違反したとき

6-1-2

甲は、6-1-1. の規定によりサーバーサービスの提供を停止する場合は、理由の如何を問わず直ちに停止するものとします。甲は、このサービスの停止を行ったときは、その旨当該乙に対し通知いたします。尚、甲は、このサービス停止によるデータの消失等いかなる損害についても責任は負いません。

6-1-3 提供の再開

甲は、乙が 6-1-1. ①の料金の支払期日を経過した場合であっても、次の 15 日（月末が支払日の場合は翌月 15 日、月初めが支払日の場合は当月 15 日）までに入金を確認された場合には、再設定料金無しで、サーバーサービスの再開をすることがあります。ただし、この期間を経過した後その月の月末までに前月分の未払料金が支払われた場合には、再設定料として 10,000 円の費用を申し受ける

ものとし、これが支払われた場合にサーバーサービスを再開するものとし、その場合当月分の利用料金は無料とします。

6-2 提供の中止

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、サーバーサービスの提供を中止することがあります。

- ① 甲の責任に於いて管理する電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- ② 甲の責任に於いて管理する電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき
- ③ 「6-5. 通信利用の制限」の規定によるとき
- ④ 第1種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりサーバーサービスの提供を行うことが困難になったとき
- ⑤ 甲の業務の遂行上、やむを得ないと甲が判断したとき。

6-3

甲は、6-2. ①の規定によりサーバーサービスの提供を中止しようとするときは、その14日前までにその旨を、電子メールまたは甲のホームページ上で乙に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

6-4

甲は、6-2. ②、③、④によりサーバーサービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を電子メールまたは甲のホームページ上で、乙に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

6-5 通信利用の制限

6-5-1

甲は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、サーバーサービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。

6-5-2

乙が、甲の責任に於いて管理する電気通信設備に過大な負荷を生じさせ、他のサービス契約者の利用に支障を生じた場合には、甲は当該乙の利用を制限することがあります。

6-6 サービスの廃止

6-6-1

甲は、業務の都合によりやむを得ずサーバーサービスの特定の種別及び品目のサービスを廃止することがあります。

6-6-2

甲は6-6-1. の規定によりサービスの廃止をするときは、乙に対し廃止する1カ月前までにEメールまたは甲のホームページ上でその旨を通知します。

6-6-3

乙は第1項のサービスの廃止があったときは、甲に請求することにより、当該廃

止に係わるサービスに代えて他の種別及び品目のサービスがある場合には、それを受けることができます。この場合において、当該請求については「5-1. 契約事項の変更等」第1項および第2項の規定を準用します。

7 契約の解除

7-1 甲が行う利用契約の解除

7-1-1

甲は、「6. 提供の停止等」第1項各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。

7-1-2

甲は、7-1-1. の規定により利用契約を解除しようとするときは、書面により乙にその旨を通知します。

7-2 乙が行う利用契約の解除

7-2-1

乙は、サーバーサービス契約を解除するとき（次の7-2-2. または7-2-3. の規定による場合を除く）は、甲に対し、当月20日（土日祝日の場合は前営業日）までに書面によりその旨を通知するものとします。この場合において、20日までに通知のあった場合には当月末日、21日以降に通知のあった場合には翌月末日に、解除の効力が生じるものとします。

7-2-2

乙は、「6-2. 提供の中止」または「6-5. 通信利用の制限」に定めた事由が生じたことにより、サーバーサービスを利用することができなくなった場合において、乙が当該サービスに係わる契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができる。この場合、乙は書面によりその旨を通知するものとし、解除はその通知が甲に到着した日にその効力が生じるものとし、

7-2-3

「6-6. サービスの廃止」第1項の規定により特定の種別のサービスが廃止されたとき（同条第3項の規定により、サービス種別または品目に変更があった場合を除く）は、当該廃止の日に当該種別に係わるサーバーサービス契約が解除されたものとします。

8 料金等

8-1 料金等

サーバーサービスの料金および関連費用（以下「料金等」とし、います）は以下の項目からなります。

① 初期費用

乙が、サービスを受けるに当たって支払う初期設定料金で、各サービス種別で定める料金からなります。

② サービス月額費用

乙がサーバーサービスの対価として支払う費用で、各サービス種別で定める料金からなります。尚、サービス開始日において発生する1カ月に満たない月額費用は無料とします。

③ **契約事項の変更に伴う費用**

乙のサービス契約の内容変更に伴う事務費用で、各サービス種別で定める料金からなります。

8-2 乙の支払義務

乙は、甲に対し、サーバーサービスの利用に係わる前条に規定した初期費用、月額費用および必要に応じて契約事項の変更に伴う費用を、サービス種別ごとに甲が定める方法で支払うものとします。

8-3 料金等の請求時期および支払期日

8-3-1

乙は、初期費用を、利用申込後すみやかに甲の指定する口座に振り込むものとします。

8-3-2

乙は、サービス月額費用を、毎月甲の定める期日および方法により支払うものとします。

8-3-3

乙は、契約事項の変更に伴う費用を、甲の請求に従い、すみやかに甲の指定する口座に振り込むものとします。

8-4 割増金

乙は、サーバーサービスの料金等を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の 2 倍に相当する額を割増金として甲に支払うものとします。

8-5 遅延損害金

乙は、サーバーサービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、支払済みまで未払額に対する年率 14.6%の割合による遅延損害金を付して甲に対し支払うものとします。

8-6 消費税

乙が甲に対しサービスに関する料金等を支払う場合、支払いを要する額は、当該料金等の額に消費税相当額（消費税法、昭和 63 年法律第 108 号および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額）を加算した額とします。

8-7 料金の返却

甲は如何なる事由においても、乙の納めた初期費用並びに利用料金を返却する義務を負わないものとします。

9 情報の取り扱い

9-1

乙は乙のデータ領域（データ保有空間）内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を乙がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

9-2

甲は乙が登録したデータにつき、何等の保証も行わず、その責任を負わないものとします。

9-3

乙は、乙のデータ領域内での紛争等は乙の責任において解決するものとし、甲またはその他の第三者に迷惑をかけ、あるいは何等の損害等も与えないものとします。

乙はサーバーサービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。

- ① アダルト系や猟奇ものコンテンツの掲載・流布等、公序良俗に反する、もしくは反する恐れのある行為
- ② レンタルサーバーを媒体とする犯罪行為、もしくは犯罪の恐れのある行為
- ③ 他人の著作権を侵害する、もしくはする恐れのある行為
- ④ 他人の財産、プライバシー等を侵害する、もしくはする恐れのある行為
- ⑤ 他人の名誉を毀損し、あるいは誹謗中傷する、もしくはする恐れのある行為
- ⑥ 法令に違反するもしくはする恐れのある行為
- ⑦ サーバーサービスの運営を妨げ、もしくは甲の信頼を毀損する、もしくはする恐れのある行為

9-4

乙が本規約に違反して甲に損害を与えた場合、甲は乙に対して甲が被った損害の賠償を請求できるものとします。

9-5

甲は乙が登録したデータにつき、甲に必要があるときは閲覧することができ、また甲乙間の紛争の際の証拠とするため、その他甲の利益を守るために必要な場合はそれを複製する権利を有するものとします。

10 管理責任

10-1 バックアップ

乙はサーバーの故障、停止時の復旧の便宜を図るために、登録したデータの複写を、サーバーの故障・停止などに備えて保管する義務があります。

10-2

10-2-1

乙は、甲から発行されたID及びパスワードを保管する義務があります。ID及びパスワードを紛失してサーバーにログインできなくなった場合、甲はID及びパスワードの再発行に応じるものとします。但し乙がパスワードを変更した後に紛失し、サーバーにログインできなくなった場合には再設定料として、乙は30,000円を負担するものとします。

10-2-2

乙は、甲の定めたIDであるログインアカウントならびにrootアカウントを管理し、甲からの連絡を受けられる様に保たなければなりません。ログインアカウントはサービス開始時に甲の発行するサービス開始確認書に記載されるものとします。乙は、サービス開始確認書の再発行を請求する場合、甲の定める実費を支払うものとします。

10-3

乙が原因で当該契約のサーバー機能が停止した場合、この復旧及び再設定の費用として、乙は20,000円を負担するものとします。

10-4

上記 10-2. 及び 10-3. の再設定等は、乙の入金を甲が確認後にこれを行うものとします。

10-5

乙が登録したデータが甲の責任で管理する電気通信設備の不都合不具合等により消失するなどして、乙が不利益を被った場合等、いかなる場合においても甲は何等の責任も負わないものとします。

11 乙のデータの権利

11-1

乙が登録したデータの著作権法上の権利は、乙に帰属するものとします。ただし、甲はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

11-2

甲は 9-6. の規定により、乙が登録したデータを紛争時の物証として提出する場合があります。

12 雑則

12-1 通信設備等

乙は、乙の費用と責任においてサーバーサービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約、その他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し、かつ任意のインターネット接続サービスを經由してサーバーサービスを利用するものとします。

12-2 接続環境

は、乙がサーバーサービスを利用するためのインターネット接続環境について、何等の責任も負わないものとします。

12-3 指定ソフトウェア

甲は、サーバーサービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、乙が他のソフトウェアを用いたときは、甲が提供するサービスを受けられないことがあります。また、甲が予め用意していないソフトウェア及びデータの使用に際し、甲は一切の責任とサポート義務を負わないものとします。

12-4 免責

甲は、乙がサーバーサービスの利用に関して損害を被った場合でも、理由の如何を問わず、何等の責任も負いません。

12-5 合意管轄裁判所

乙と甲の間で訴訟の必要が生じた場合、埼玉地方裁判所を乙と甲の第一審の合意管轄裁判所とします。

12-6 乙の名称の公開

甲は、甲の定める方法により、乙の名称を公開することがあります。この場合乙はこれに同意するものとします。

12-7 複数ドメインの使用について

1つのサーバーサービス契約における、2つ以上のウェブ或いはドメイン運用を禁止するものとします。

もし、違反した場合には、乙は甲に対し、違約金として金 50,000 円を支払うと共に、

複数ウェブ或いはドメイン使用からその停止までの間、契約以外のウェブ或いはドメイン名 1 つごとに、1 つのサービス契約の代金を付加して支払わなければならないものとしてします。

13 この規約は、平成21年4月1日から発効するものとしてします。